

中城村こども医療費助成制度の 対象年齢が拡大します！

令和5年

10月スタート

対象条件

- * 中城村内に住所があり、各種健康保険に加入しているこども（18歳年度末まで）
- * 所得制限なし
- ※ 但し、生活保護やその他医療費の公的助成を受けているこどもは対象になりません。



令和5年
9月まで

助成対象年齢：
入院・通院
0歳から
中学校卒業まで

令和5年
10月から

助成対象年齢：
入院・通院
0歳から
18歳年度末まで

！ 助成を受けるためには申請が必要です。

※ 既に受給資格のある方には新たに受給期間を延長した受給者証を送付します。

1. 申請方法

以下の書類を準備し、こども課 窓口で申請なさるか、郵送で申請します。

- ・ こどもの健康保険証
- ・ 保護者の振込先口座が分かる書類（通帳又はキャッシュカード）
- ・ 保護者の身分証明書

※ 郵送申請する場合は申請書を記入し、必要書類の写しを添付ください。

申請書の
ダウンロードは
こちら⇒

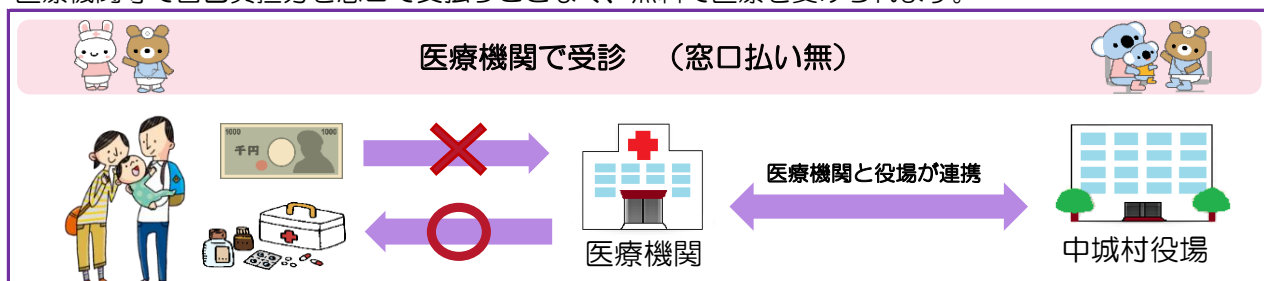


2. こども医療費助成支給方法

助成方法は医療機関によって異なります。

1. 窓口無料（現物給付）

医療機関等で自己負担分を窓口で支払うことなく、無料で医療を受けられます。



2. 振込支給（自動償還・償還払い）※振込通知はありません

医療機関で支払った分を振込支給します。方法は2つあります。



役場窓口で償還払い申請に必要なもの

①医療機関の領収書原本 ②こども医療費受給者証(ピンク色)

*申請は診療月の翌月から申請可能です。申請期限は診療を受けた翌月から2年以内です。

*領収書は受診者名・診療日・保険点数・自己負担額・発行者の印が明記されているものに限りです。

*健康診断や予防接種などの保険適用外の医療費については助成対象になりません(食事代、容器代等含む)

よくある質問

Q1.医療費10割負担した場合はどのように請求しますか？(保険証忘れ等)

A.まずは保険証を加入している保険機関(協会けんぽ等)に保険負担分を請求していただきます。その後、保険機関から発行された振込通知書と領収書の写しをこども課窓口にて提出し、医療費助成金を請求します。

Q2.補装具(ケガ等でのギプスや治療用メガネ等)を購入した場合は？

A.加入している保険機関で保険適用となるものが対象となります。医療費助成金の請求には医師の意見書、保険機関から発行された振込通知書、補装具を購入した店舗での領収書が必要です。必要書類が揃いましたらこども課窓口にて提出し、医療費助成金を請求します。※治療用メガネの助成については上限があります。

Q3.医療費が高額になった場合の手続きはありますか？

A.保険機関に高額療養費を請求し、給付を受けたら、振込通知書と領収書をこども課窓口にて提出し、医療費助成金を請求します。申請する必要があるかなどは、加入している保険機関へお問い合わせ下さい。また、加入している保険機関から支給される高額療養費、家族療養附加金の適用分については、その分を除いて助成します。また、現物給付を受けた医療費が高額療養費に該当したり、附加給付を受けた分については返還していただく必要があります。(督促後も返還のない場合、差押などの強制執行の手続きとなる場合があります。)

Q4.こども医療費助成対象外はありますか？

A.助成金額は保険診療による医療費の一部負担金です。保険適用外分は助成対象外ですので入院時の食事代、薬の容器代、健康診断、予防接種、診断書等の保険適用外分は医療費助成に該当しません。

Q5.受給資格の登録事項(加入している健康保険、振込先口座等)を変更したい場合は？

A.受給資格の変更届を記入して申請します。変更手続きには下記のものがが必要です。

- ・振込先口座を変更するとき→新しい振込口座の通帳又はキャッシュカード
- ・健康保険が変わったとき→新しく加入したこどもの健康保険証

Q6.中城村のこども医療費助成制度は何歳まで受けられるのですか？

A.入院も通院も出生又は転入時から18歳に達する日以後の3月31日までが対象期間です。
転出する場合、転出日の前日で受給資格は喪失します。

Q7.こども医療費受給資格者証を紛失・破損してしまった場合は？

A.お子様の保険証を持参し、こども課窓口で再交付申請書を記入ください。その場で再交付します。

Q8.中城村役場窓口で提出した領収書は返却可能ですか？

A.領収書の返却は行っておりませんので、事前にご自身でコピーをお願いします。

Q9.沖縄県外の医療機関で受診したときはどうしたらよいでしょうか？

A.保険適用分は役場窓口で償還払い申請をしてください。診療日がこども医療費助成制度対象期間内であれば、医療費助成金が請求できます。申請期限は診療を受けた翌月から2年以内です。

Q10.学校や保育施設内、学童でのケガは対象になりますか？

A.こども医療助成の対象とはなりません。学校でのケガは日本スポーツ振興センターによる「災害共済給付」の対象となり、かかった医療費に加えて見舞金が増加され支払われます。
また、保育施設内や学童でのケガにより損害賠償の支払対象となり、一部負担金のある場合は医療費に対して支払われた額を差し引いて助成を受けることができます。

(R5.10.1)



こども医療費受給資格者証
郵送申請受付窓口・お問い合わせ先

〒901-2493
中城村字当間585番地1 中城村役場
こども課 子育て支援係宛
(こども医療費受給資格者証申請)
TEL 098-895-2271

